

令和 6 年 度

定期監査等結果報告書

(国 際 共 生 推 進 室)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

（1）対象 国際共生推進室

（2）範囲 令和6年4月1日から令和6年12月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

（1）事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

（2）事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

（3）予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

（4）リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

（5）文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

（6）前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

（1）実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

（2）日 程 ア．概要説明 令和7年2月20日

イ．講 評 令和7年3月 6日

（3）期 間 令和7年1月20日 ～ 令和7年3月6日まで

7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 起案について

豊前市プロモーション事業において、事業の実施や出演者への出演依頼などの起案文書が見当たらなかった。起案は、新しい提案や計画を文書として作成し、組織内の関係者に対して承認を求めるプロセスであり、意思決定を行うための重要な手続きである。広範で大量な事務を執行する傍ら、限られた人材と時間の中で適正な事務に努められていると推察するが、起案の重要性については、再認識していただきたい。